

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

土佐清水市長

市町村名 (市町村コード)	土佐清水市 (39209)
地域名 (地域内農業集落名)	旧下川口町① (下川口、宗呂上、宗呂下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年10月16日・12月12日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域の基礎データ】

農家数:24戸、中心経営体:5経営体(うち集落営農組織 1組織)、耕地面積:約56ha
主要作物:水稲、ブロッコリー、ナバナなど

【地域の課題】

当該地域は集落営農組織を中心に、農地の集積については一定できている。多面的機能支払交付金や中山間地域等直払制度を活用し、現時点で耕作している農地、水路や農道の維持管理を行っている。主要作付品目は水稲が大部分を占めており、集落営農組織の構成員の高齢化や担い手不足による将来的な農地の維持管理に不安が残っている。また、資材等の高騰や機械更新費の問題、販売単価の下落により、所得の低下が問題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当該地域は市内の他地域と比べ、農業と地域との関りが密接であり、集落営農組織や担い手を中心に今後も農地維持や農業の発展に向けて取り組んでいく。そのためには、後継者の確保や地域全体として若者を増やす必要があり、住居の充実や施設園芸の団地化による所得の安定化を図る。また、地域の子供に幼少期から農業に少しずつ関わってもらい、農業についての関心を高める。その他にも補助制度を活用して、農業用施設の維持管理、耕作放棄地の減少や有害鳥獣対策として防護柵の設置を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	66 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	58 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	8 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

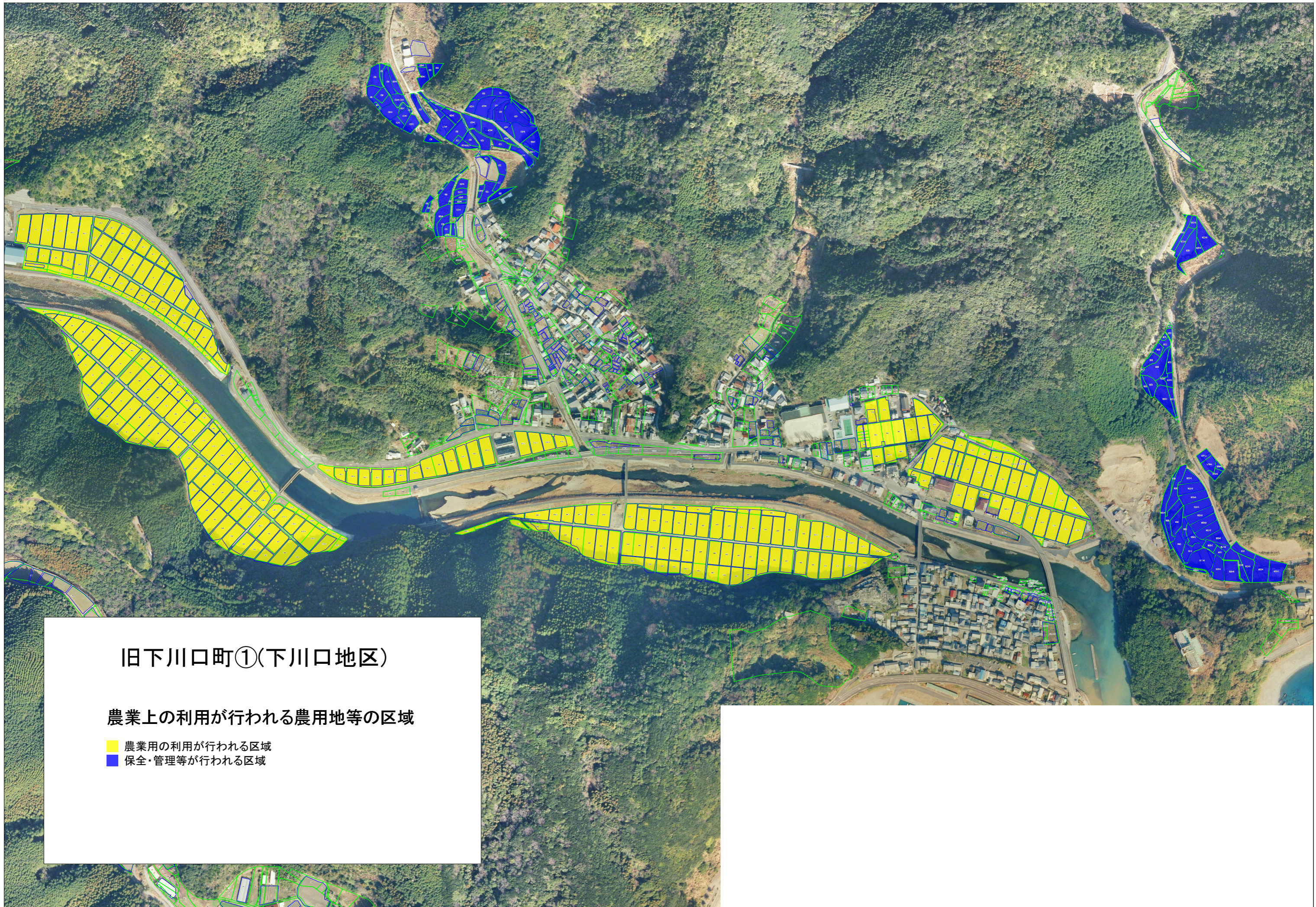
(1)農用地の集積、集約化の方針
集落営農組織(農事組合法人 ふぁー夢宗呂川)や認定農業者へ農地を集約する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者がはっきりしているところから順次、農地中間管理機構を活用し、農地を集積する。
(3)基盤整備事業への取組方針
相続問題を解消し、基盤整備事業が活用できる地域については関連事業を活用して基盤整備を進める。また、用排水路施設の更新についても補助事業(多面的機能支払交付金・中山間地域等直接支払交付金)を活用する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者や認定新規就農者の確保に努め、関係機関(JA・県・市など)との相談体制を確立し、高収益作物(きゅうり)へ転換や、農地の幹旋や技術指導の支援を行っていく。集落営農組織については、集落営農活性化プロジェクト促進事業を活用し高度化・効率化を図る。(導入予定:乾燥機(R6年度)など)また、地域に農業者以外の移住者の受け入れも促進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域の担い手へ田植等の作業を委託している。今後も継続して委託を行い、耕作放棄地発生防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①現時点でも電気柵等の対策を行っているが、今後も継続して有害鳥獣対策を行い、対策範囲を拡大していく。
- ②あしずり黒潮米(減農薬米)やカバークロープの作付範囲を拡大する。
- ③ドローンによる共同防除を継続し、法面等の草刈りが困難場所については、リモコン草刈り機の導入を検討する。
- ⑦農道や水路については、補助事業(多面的機能支払交付金・中山間地域等直接支払交付金)の活用を継続する。
- ⑧農業用施設については、高知県園芸用ハウス整備事業や高知県園芸用ハウス等リノベーション事業を活用し、新築・中古ハウスの整備を行い、担い手確保に努める。

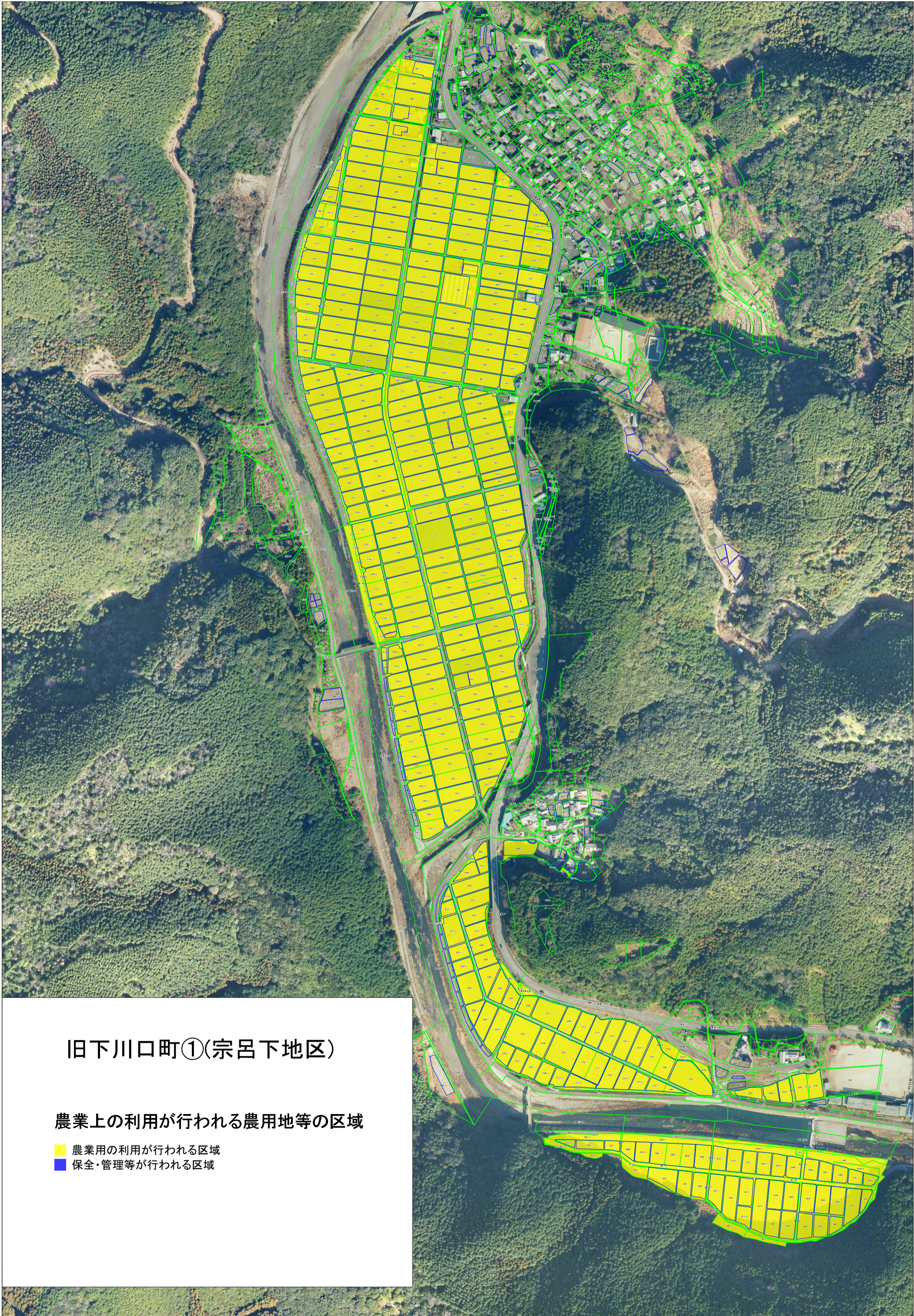


旧下川口町①(下川口地区)

農業上の利用が行われる農用地等の区域

- 農業用の利用が行われる区域
- 保全・管理等が行われる区域

※本事業で整備した筆界については、オルソ写真と公図(複製版)を基に任意に作成したものであり、この図面で土地の権利等を確認できるものではありません。

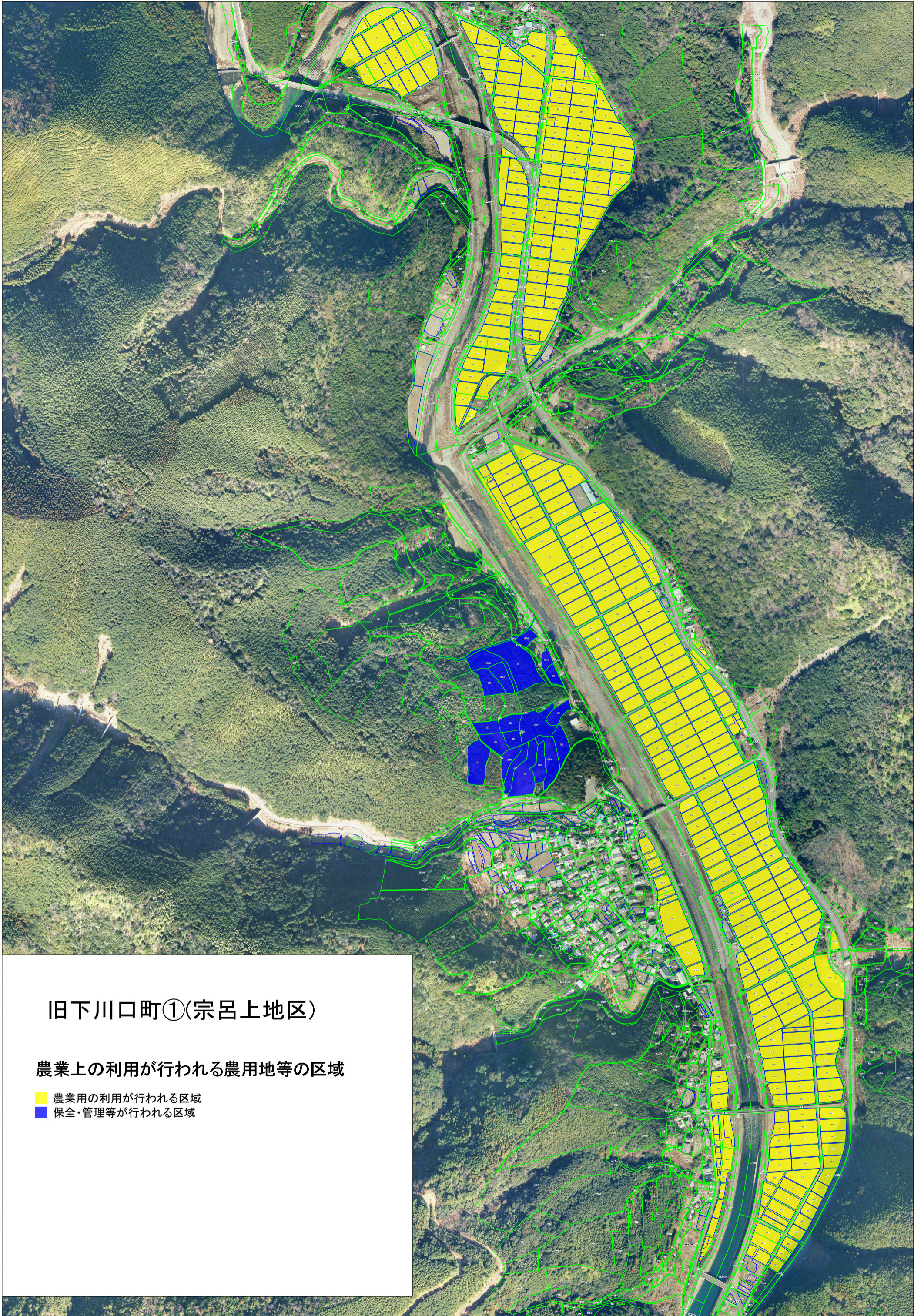


旧下川口町①(宗呂下地区)

農業上の利用が行われる農用地等の区域

- 農業用の利用が行われる区域
- 保全・管理等が行われる区域

※本事業で整備した筆界については、オルソ写真と公図(複製版)を基に任意に作成したものであり、この図面で土地の権利等を確認できるものではありません。



旧下川口町①(宗呂上地区)

農業上の利用が行われる農用地等の区域

- 農業用の利用が行われる区域
- 保全・管理等が行われる区域